

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

保護者が子育てに対し責任を持つという基本的認識のもと、子どもを育てる保護者が子育てに対する喜びを実感することができ、これから子どもを産み育てる次代の親が子育ての意義について理解を深める必要があります。

家庭、学校、企業、行政など地域社会の構成員が、常に子どもの幸せを考え、子どもの権利が尊重される社会、子どもたちが心豊かに成長し、明るい笑顔が絶えない社会の実現を目指します。

育てよう！  
明るい笑顔のやいづっ子



## 2 やいづっ子が育つために

### ■ 子どもは・・・

さまざまな人とのふれあいを通じて、社会的なルールや善悪の判断などの社会性を身につけていくことが大切です。

また、一人ひとりが輝く存在として自分を感じられ、同じように家族や地域、自然、伝統、動植物を愛することができる、次代を担うにふさわしい大人に成長していくことが望まれます。

### ■ 家族は・・・

子どもを持つ親として子育てに責任と喜びを感じられることが大切です。

また、家庭は子どもの人格形成に非常に大きな影響を与える場であることを認識し、家族の一人ひとりが子どもの手本として、良好な人間関係や高い道徳観を持つことが望まれます。

さらに、家族全員が子育てを自分の役割と意識して積極的に子どもに関わることで、子育てが母親に偏重して子どもの母親への依存が過大になったり、父親の存在が希薄になったりすることのない家族関係が必要です。

家族が皆、尊重しあい、助け合い、ゆとりを持って生活することにより、家族の絆を強め、子どもが「家族っていいな」という思いを抱かせる家庭づくりを目指します。

### ■ 地域は・・・

「子どもは社会の宝」という認識に立って地域全体で子育てを支える意識が大切です。

そのためには、都市化・核家族化により人間関係が希薄になっていく大人社会の悪しき傾向を子どもたちに安易に伝えるのではなく、声掛けなど地域での見守りが求められています。

また、子育て中の保護者が不安や心配事を気軽に相談でき、楽しく子育てできるよう常日頃から地域の人が交流し、地域・企業・行政等が連携して子育てしやすい環境を整え、地域の子育て力を高める必要があります。

### 3 施策の体系

基本理念	施策の項目	施策の方向性
育 て よ う ！ 明 る い 笑 顔 の や い づ っ 子	1 地域における子育ての支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における子育てサービスの充実</li> <li>(2) 保育サービスの充実</li> <li>(3) 相談窓口の充実</li> <li>(4) 子育て支援のネットワークづくり</li> <li>(5) 子どもの健全育成</li> <li>(6) 世代間交流の充実</li> <li>(7) 子育て家庭の経済的負担の軽減</li> </ul>
	2 母性・父性と子どもの健康の確保及び増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもや母親、父親の健康の確保</li> <li>(2) 食育の推進</li> <li>(3) 思春期保健対策の充実</li> <li>(4) 小児医療の充実</li> <li>(5) 不妊治療対策の充実</li> </ul>
	3 子どもの心身が健やかに成長するための教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次代の親の育成</li> <li>(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備</li> <li>(3) 家庭や地域の教育力の向上</li> <li>(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</li> </ul>
	4 子育てを支援する生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 良質な住宅の充実</li> <li>(2) 良好な居住環境の確保</li> <li>(3) 安全な道路交通環境の整備</li> <li>(4) 安心して外出できる環境の整備</li> <li>(5) 魅力ある遊び場の確保</li> </ul>
	5 仕事と子育ての両立	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育てしやすい就労環境の促進</li> <li>(2) 仕事と子育ての両立の推進</li> <li>(3) 再就職支援の充実</li> <li>(4) 男女共同参画の推進</li> </ul>
	6 子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進</li> <li>(2) 子どもを災害や犯罪等の被害から守るための活動の推進</li> </ul>
	7 特別な援助が必要な家庭の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童虐待防止対策の充実</li> <li>(2) ひとり親家庭や特別な援助が必要な家庭の自立支援の推進</li> </ul>

## 4 後期計画における施策の重点化

### (1) 利用者の視点に立ったサービスの提供

本市では、子育て関連事業を様々な部署で実施していますが、必ずしも全ての情報が子育て家庭に届いているとはいえない状況となっています。そのため、子育て家庭の視点に立ち、子育てに関する様々な情報や事業を集約し、子育て家庭が子育てに関する情報を入手しやすい環境づくりに努めます。

- ・ 情報提供の一元化
- ・ 子育て支援サービス窓口の一元化

### (2) 保育サービスの充実

国は、平成20年に「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするための取り組みを推進しています。

本市においても、子育て家庭の就労形態の多様化により、延長保育や一時預かり、病後児保育などの保育ニーズが増大しており、保育所等の待機児童解消をはじめとする様々な保育環境の質の向上、量の充実に努めます。

- ・ 保育サービスの充実

### (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

働き方やライフスタイルが多様化する中、依然として男女の固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てなどの両立が難しい状況となっています。

そのような中、平成19年12月、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け官民一体となって取り組み始めています。

本市においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、それらの取り組みを支援するとともに、労働者、市民、事業所等への啓発活動の充実に努めます。

- ・ 労働者、市民、事業所等へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発